

長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金（以下「補助金」という。）は、長久手市環境基本条例（平成12年長久手町条例第16号）の本旨に基づき、住宅用地球温暖化対策設備を設置しようとする者に対し、予算の範囲内において交付するものとする。その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、地球にやさしい低炭素社会構築の一環として、エコ住宅・環境共生住宅を広く普及させ、住宅の省エネルギー化、再生可能なエネルギーの導入拡大、エネルギーの地産地消及び災害時に活用可能な設備導入の促進を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「住宅用地球温暖化対策設備（以下「設備」という。）」とは、別表第1に掲げるものをいう。

(補助対象設備の区分)

第4条 この補助金の補助対象となる設備の区分は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一体的導入

住宅用太陽光発電設備、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）に加え、定置用リチウムイオン蓄電システム又は電気自動車等充給電設備（V2H）のいずれか1つを同時設置

(2) 単独設備

ア 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

イ 定置用リチウムイオン蓄電システム

ウ 電気自動車等充給電設備（V2H）

(3) ZEH上乗せ加算

第1号を満たした上でネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ZEH」という。）に必要な高性能外皮等を同時設置

(補助対象者)

第5条 この補助金の交付対象者は、交付申請時において次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、第1号について、設備を設置する住宅が施工中のときは、この限りでない。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者
 - (2) 市税の滞納がない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者
 - (4) 自ら居住する又は居住する予定のある市内の既設住宅（集合住宅を除く。店舗等との併用住宅を含む。）に、補助対象設備を新たに設置する者又は自ら居住するため建売住宅供給者等から市内の設備付き住宅（集合住宅を除く。店舗等との併用住宅を含む。）を購入する者
- 2 補助金の交付は同一年度内において同一世帯及び同一の建物に対し1回限りとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象設備の購入及び設置に要する費用であって、別表第2に掲げる費用とする。なお、補助対象経費は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。

(補助金の額)

- 第7条 この補助金の額は、別表3に掲げる額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 複数の設備を同時に設置する場合は、各設備の補助金の額の合計とする。
 - 3 高性能外皮等については、断熱窓設備と併用して申請することはできないものとする。

(交付の申請等)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、対象設備の設置工事着手前に、長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に別表第4に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、ZEHに必要な高性能外皮等において住宅を新築する場合は、該当住宅の建築にかかる基礎工事は補助事業に含まないものとする。

2 交付申請書の受付期間は、補助対象年度の4月第2月曜日から2月末日までとする。

（交付の決定及び通知）

第9条 市長は、前条の規定により交付申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査の上、必要があるときは現地調査等を実施し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定する。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をしたときは、決定を受けた者（以下「交付者」という。）に対して、長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付決定通知書（様式第2号）を、交付者とならなかった者に対しては長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金不交付決定通知書（様式第3号）をそれぞれ通知するものとする。

（計画変更の承認）

第10条 交付者は、補助金の交付申請の内容を変更するときは、あらかじめ長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金対象事業計画変更等承認申請書（様式第4号）にその変更内容の分かる書類を添え、市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付申請額を増額することはできない。

2 補助対象設備の購入及び設置を中止する場合は、申請取下げ申出書（様式第5号）により市長に申出なければならない。

（実績報告）

第11条 交付者は、対象設備の購入及び設置が完了したときには、保証開始日若しくは領収書に記載された支払日のどちらか遅い日から60日以内又は補助対象年度の2月末日のいずれか早い日までに長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」と

いう。)に、別表第5に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

- 2 前項に規定する期日までに実績報告書が提出されないときは、第9条第2項の規定により通知した交付決定通知は失効し、第10条第2項の申出があったものとみなす。

(補助金の額の確定及び通知)

第12条 市長は、前条第1項の規定により実績報告書が提出されたときは、その内容を審査の上、必要があるときは現地調査等を実施し、適当と認めたときは、長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条の規定により、補助金の額の確定通知を受けた者(以下「確定者」という。)は、通知があった日から30日以内又は補助対象年度の3月31日のいずれか早い日までに長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付請求書(様式第9号。以下「交付請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による交付請求書に基づき、補助金を交付する。
- 3 確定者が、交付請求書を第1項に規定する期日までに提出しなかったときは、補助金を受ける権利は自動的に失効し、第10条第2項の申出があったものとみなす。

(処分の制限)

第14条 補助金の交付を受けた者は、地球温暖化対策設備の耐用年数の期間内は、同設備について、この補助金の交付の目的に反し、処分してはならない。ただし、市長が処分を承認したときは、この限りではない。

- 2 前項ただし書きに規定する承認を受けようとする者は、あらかじめ地球温暖化対策設備処分承認申請書(様式第10号。以下「処分承認申請書」という。)を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の処分承認申請書を受理したときは、その内容を審査の上、必要があるときは現地調査等を実施し、地球温暖化対策設備処分承認・非承認通知書(様式第11号)により、申請者に通知するものとする。

4 第1項に規定する耐用年数は、別表第6に掲げる年数とする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付を取り消し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 交付決定の際に付した条件に違反したと認めたとき。
- (4) 補助金を交付目的以外の用途に使用したとき。
- (5) 第10条第2項の規定による交付申請の取下げの申出があったとき。
- (6) その他市長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第16条 規則第14条に規定する補助金の返還は、長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金返還請求書(様式第12号)により請求するものとする。

(期日の特例)

第17条 補助金に係わる申請書等の提出期限の開始日及び期日が、長久手市の休日を定める条例(平成元年長久手町条例第22号)に規定する市の休日にあたる時は、その日後、最初に到来する市の休日でない日を開始日及び期限とみなす。ただし、補助対象年度の3月31日が市の休日に当たる場合は、補助対象年度の最後に到来する市の休日でない日をもってその期限とみなす。

(協力)

第18条 市長は、確定者に対して、市が取り組む補助事業の効果検証及び地球温暖化対策の推進に係わる事項について、協力を求めることができる。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めたときは、この限りではない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 長久手市住宅用太陽光発電設備設置整備事業補助金交付要綱及び長久手市

雨水貯留槽設置費補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	定義	仕様・条件
住宅用太陽光発電設備	太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電力が逆流されるもので、かつ、太陽電池の最大出力（構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計）10キロワット未満のもの	<ol style="list-style-type: none">1 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動・自動停止）を行うものであること。2 構成要素として、太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器（サービスブレーカー）、インバータ・保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計から構成されるものであること。ただし、前項を満たすものであれば、これらの構成要素は単体の要素であることを必要としない。3 次に規定する要件に該当するものであること。<ol style="list-style-type: none">(1) 太陽電池モジュールは、一般財団法人電気安全環境研究所（以下「JET」という。）の太陽電池モジュール認証を受けたもの又はそれに準じた性能を持つものであること。また、IEC規格に基づ

き、J E Tが認証した太陽電池モジュール、又は、I E C E E - P V - F C S制度に加盟している海外認証機関の認証についても同等と判断する。

(2) 接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）及び内線規程（J E A C 8 0 0 1）に準拠していること。

(3) インバータ・保護装置は、「電気設備技術基準の解釈」等に基づく任意認証制度基準に準拠していること。なお、その地域を電力供給区域とする電気事業者が個別に認めたものも認める。

(4) 発生電力量計は、太陽光発電システムが発電し、負荷及び商用系統に逆潮流した太陽光発電システムの全発電電力量を測定できるものであること。

(5) 余剰電力販売用電力量計は、太陽光発電システムを設置した地域を電力供給区域とする電気事業者の仕様に適合するものであること。

4 工事、施工にあつては、電気設備に関する技術基準を定める省令

		<p>及び内線規程（J E A C 8 0 0 1）に準拠していること。</p> <p>5 未使用品であり、リース品でないこと。</p> <p>6 新築に合わせて設置する場合は、補助金の交付を申請する時点において、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）及び定置用リチウムイオン蓄電システムを同時に設置するもの</p> <p>(2) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）及び電気自動車等充電設備を同時に設置するもの</p>
<p>家庭用エネルギー管理システム（HEMS）</p>	<p>家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有するもの</p>	<p>1 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。</p> <p>2 タブレット、スマートフォン、パソコン又は家庭用エネルギー管理システムに付随する専用モニターにより、電力使用量を表示できるものであること。</p> <p>3 住宅全体の電力使用量を30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1か月以上、1日以内の単位で13か月以上蓄積できるものであること。</p> <p>4 分岐回路単位の電力使用量、部屋</p>

単位の電力使用量、電気機器単位の電力使用量のいずれかを30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1か月以上、1日以内の単位で13か月以上蓄積できるものであること。ただし、燃料電池で発電された発電量、太陽光発電施設の設置による発電量及び売電量、蓄電池の設置による充電量及び放電量（以下「発電量及び充電量等」という。）のいずれかを計測し、蓄積できる場合はその限りではない。

- 5 一つ以上の設備又は電気機器に対して、電力使用量を削減するための制御又は蓄電池等の蓄エネルギー設備を用いたピークカット、ピークシフト制御を自動的（使用者の確認を介した半自動制御を含む。）に実行できるものであること。
- 6 太陽光発電施設等の創エネルギー設備及び蓄電池等の蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量及び充電量等の情報が取得又は計測できるものであること。
- 7 電力使用量に関わる情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報提供を行うことができるものであること（目標達成状況を提示する省エネ評価を含む。）。

		8 未使用品であり、リース品でないこと。
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）、インバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの	1 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）により登録されているものであること。 2 未使用品であり、リース品でないこと。
電気自動車等充給電設備（V 2 H）	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの	1 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること。 2 未使用品であり、リース品でないこと。
高性能外皮等	Z E Hに必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備（家庭用燃料電池システムを除く。）及び換気設備を有するもの	1 国の補助事業における補助対象となる住宅として一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）又は一般社団法人環境共生住宅推進協議会（K K J）により補助を受けた住宅であること。 2 未使用品であり、リース品でないこと。 3 補助金の交付を申請する時点に

において、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 住宅用太陽光発電設備、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）及び定置用リチウムイオン蓄電システムを同時に設置するもの
- (2) 住宅用太陽光発電設備、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）及び電気自動車等充給電設備を同時に設置するもの

※Z E H

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅をいう。

別表第2（第6条関係）

区 分		補 助 対 象 経 費
住宅用太陽光発電設備		太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、インバータ・保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線・配線器具の購入・据付その他対象設備の設置に要する費用
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）		データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測機器、配線・配線器具の購入・据付その他対象設備の設置に要する費用並びにリチウムイオン蓄電池及び電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）で構成されるシステムの設置に要する費用
定置用リチウムイオン蓄電システム		リチウムイオン蓄電池及び電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）で構成されるシステムの購入並びに設置に要する費用
電気自動車等充電設備（V2H）		V2Hシステム、切替開閉器、接続器、中継器、その他付属装置（計測表示、配線、配線器具）の購入及び設置に要する費用
高性能外皮等	高断熱外皮	外壁又は外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎に用いる断熱材及び窓（ガラス、サッシ）の購入並びに設置に要する費用
	空調設備	冷暖房設備の熱源機及び室内機（エアコンのみ）の購入及び並びに設置に要する費用
	給湯設備	給湯設備の熱源機及び貯湯タンクの購入並びに設置に要する費用
	換気設備	換気設備（24時間換気設備）の本体の購入及び設置に要する費用
	照明設備	主たる居室、その他の居室又は非居室で用いる照明設備の購入及び設置に要する費用

別表第3（第7条関係）

区分	補助金の額
住宅用太陽光発電設備	補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額であつて、設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（単位はキロワットとし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。出力4キロワットを超える設備については、4キロワットとする。）に1万円を乗じて得た額を上限とする。
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額であつて、1万円を上限とする。
定置用リチウムイオン蓄電システム	補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額であつて、5万円を上限とする。
電気自動車等充給電設備（V2H）	補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額であつて、5万円を上限とする。
高性能外皮等	補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額であつて、5万円を上限とする。

別表第4（第8条関係）

区分	提出書類
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事契約書又は売買契約書の写し 2 経費の内訳が明記されている書類（見積書等の写し） 3 現況のカラー写真（対象設備を設置する住宅の部分及び住宅全体の写真） <p>※住宅用太陽光発電設備について、水平な屋根面である等の理由により、申請時に屋根面の写真が添付できない場合は、「事後提出申立書」を提出する。「事後提出申立書を申請時に提出した場合は、実績報告時に「設置前の写真（架台等を屋根に取り付ける前に撮影した写真）」を提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 対象設備を設置する住宅の場所を示す位置図 5 対象設備の規格等が分かる書類（メーカーカタログの写し等） 6 手続きを委任する場合は委任状 7 申請者と建物所有者が異なる場合は建物所有者の同意書
高性能外皮等	<p>国のZEH支援事業の交付申請書及び実施計画書の写し等（交付決定を受けている場合は、交付決定通知書の写しも含む。）</p>

別表第5（第11条関係）

区分	提出書類
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 設備の購入及び設置に係る領収書の写し 2 対象設備が設置された住宅の全景を含むカラー写真
住宅用太陽光発電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 太陽光発電設備の概要書（様式第7号） 2 電気事業者の発行する「発電設備の連携に関するお知らせ」等の電力受給開始日が分かる書類の写し（電力受給契約をしない場合は不要） 3 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナの設置状況を示すカラー写真 4 設置された太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できる配置図
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象設備の出荷証明書又は保証書の写し（保証開始日、機器メーカー名、システム全体としての型番及び製造番号が確認できる書類） 2 対象設備の端末モニターが起動している状態が確認できるカラー写真
定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車等充給電設備（V2H）	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象設備の出荷証明書又は保証書の写し（保証開始日、機器メーカー名、システム全体としての型番及び製造番号が確認できる書類） 2 対象設備本体に貼付されている製造番号が確認できるカラー写真
高性能外皮等	<ol style="list-style-type: none"> 1 国ZEH補助金事業実績報告書の写し（対象設備の設置住宅の住所及び住所の所有者名を含む事業実績の概要が確認できるもの） 2 国ZEH補助金事業補助金確定通知書の写し（交付対象者が、対象設備を設置した住宅の居住者又は施工業者等であることが分かるもの） 3 住宅の売買契約書又は建築工事の請負契約書の写し

	<p>(国ZEH補助金事業の申請者が住宅の施工業者等である場合のみ)</p> <p>4 住宅の引渡証明書 (引渡日が確認できる書類)</p>
--	--

別表第6 (第14条関係)

区 分	耐 用 年 数
住宅用太陽光発電設備	9年
家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	5年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
電気自動車等充電設備 (V2H)	5年
高性能外皮等	15年